

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 25 年 3 月 4 日

時 間：午 前 1 0 時 0 0 分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参事健康福祉課長	渡辺清治
参事生活環境課長	緑川富男
産業振興課長（併任）農業委員会事務局長	三瓶保重
都市整備課長	高野善男
生活支援課長	郡山泰明

教育総務課長	猪	狩	隆
総務課主幹兼 課長補佐	菅	野	利行
健康福祉課主幹 兼課長補佐	伏	見	克彦
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡	辺	弘道
産業振興課長 補佐	三	瓶	清一
都市整備課長 補佐	竹	原	信也
産業振興課 農林水産係長	黒	澤	真也

職務のための出席者

事務局長	角	政	實
事務局庶務係長	原	田	徳仁

付議事件

1. 平成25年3月定例会提出議案の説明について
2. その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は13名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時01分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、3月定例会の提案に先立ち、計画制定案件1件、新規条例制定案件6件、条例の一部改正案件4件の計11件についてご説明申し上げます。

初めに、計画制定案件についてであります。富岡町森林整備計画につきましては、上位計画であるいわき地域森林計画の策定に伴いまして、10年の計画を策定するものであります。

続きまして、新規条例制定案件についてであります。今回の説明申し上げる新規条例案件全てが地域主権一括法施行に伴う条例制定案件でございます。地域主権一括法は、多くの法律を一括して改正し、主に自治体に対する事務の処理またはその方法の義務づけの見直しを実現するもので、このうち施設、公物の設置管理基準の見直しについては、これまでの国の法令で定めていた基準の幾つかが自治体の条例に委任されることになりました。

まず、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業の基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業の基準並びに30人以下の指定地域型密着型介護老人福祉施設等の基準を定めるために、富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の3本の条例

を新規制定するものであります。

また、道路法の改正に伴いまして、市町村が政令で定める基準及び道路にかかる道路標識の寸法及び文字の大きさについて定める基準を省令を参照し、基準を定めるため、富岡町町道の構造の技術的基準を定める条例及び富岡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の2件を定めるものであります。

次に、公営住宅法の改正に伴いまして、省令の基準を参照し、公営住宅の整備の基準を設けるため、富岡町営住宅等の整備基準を定める条例を定めるものであります。

続きまして、条例の一部改正案件についてであります、避難指示区域の見直しに伴いまして、避難指示区域内で作業を伴う職員の特殊勤務手当を国の人事院、規制との整合性を図るため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、避難指示区域の見直しに伴い、防犯などのパトロールを行うものをパトロール員として嘱託員の位置づけを行うために、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

続いて、介護保険料でございますが、平成25年度から保険料率を改定するため、富岡町介護保険条例の一部を改正するものであります。

最後に、避難指示区域に出動する団員に対する費用弁償の額を職員の特殊勤務手当と整合性を図るために、富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正するものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、平成25年3月定例議会提出議案の説明についてを議題といたします。

まず最初に、富岡町森林整備計画の制定についての件の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは、私のほうから富岡町森林整備計画についてご説明申し上げます。

まず、町村の森林整備計画については、町村内の民有林の基本方針を示すもので、伐採や更新等、森林を適正に維持していくため、さまざまな基準を定めるものであります。伐採等の森林整備が適正に行われていない場合には、指導等を行う根拠となる重要な計画であります。現在の計画は、平成20年4月1日からの10年間、森林法の規定により策定は5年ごとに行うこととなっておりますので、今回は平成25年の4月1日から10年の整備計画となる予定でございます。

しかしながら、富岡町においては、現在警戒区域及び避難指示区域に指定されておりまして、立ち入りが制限する中で、森林の状況把握や林業生産活動そのものが困難な状況に置かれております。こうした状況を勘案し、本町を含めた全域が避難区域に指定されている町村の森林整備計画につきまし

ては、伐採、造林、間伐に関する事項のみの記載とするということが国、県等で示されたものであります。基本的に当町においては、放射性物質による森林の汚染状況により本格的な森林整備計画の策定が困難なことから、今回は暫定的な計画に定めたものとなっています。今後避難指示解除時には、再度詳細な計画を考えておりますので、現在この計画について、詳細については担当の農林水産係長のほうから説明したいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 係長。

○産業振興課農林水産係長（黒沢真也君） それでは、お手元の新旧対照表により平成20年に策定した計画からの変更点を中心にご説明申し上げます。

まず、1ページの表紙ですが、計画期間が平成25年4月1日から平成35年3月31日となっております。

続きまして、2ページ、3ページの目次につきましては、記載する必要がある事項について整理をし、改正するものでございます。

4ページにつきましては、県が公表している森林資源構成表によりまして、面積の修正をしました。特に下段の「しかし、本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、本町の全域が立入りのできない警戒区域に指定されたことから、当面の間、森林整備はもとより森林の状況を把握することも不可能な状況となっている。よって、避難区域の解除後、森林への立入（森林整備）が可能となるまでの間、本計画は暫定的な内容で運用するとともに、森林への立入（森林計画）が可能となった際には放射能の影響等を考慮し、計画の遂行に努めるものとする」という文言を追加するものでございます。

5ページの2、森林整備の基本方針ですが、現時点では具体的な方針が立てられないですが、ある程度の伐採等は可能なことから、伐採、造林、間伐に関する記載をするものでございます。

6ページの2、森林の整備に関する事項につきましては、一部文言の修正をしたものです。

7ページの立木の伐採（主伐）の標準的な方法につきましては、上位計画に基づいて留意点等を追加修正の記載をしたものです。

9ページからの造林に関する事項につきましては、上位計画の中で人工造林の部分と天然更新の部分を分けて記載されており、現行より具体的な記載にしております。

9ページと10ページにつきましては人工造林について、また10ページ、11ページ、12ページでは天然更新について記載しております。

続きまして、13ページからは間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準につきまして記載しておりますが、基本的には現行の計画を踏襲しております。

14ページの4、間伐を実施すべき森林の立木の収量比数と15ページの第5、要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項につきましては、具体的に間伐を実施すべき

場所とその時期を明記することができないため、今回の計画書から削除し、標準的な方法のみの記載としております。

15ページの第4、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項、17ページの第5、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項、18ページの第6、森林施業の共同化の促進に関する事項、21ページの作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項、23ページからの3、森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項につきましては、現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であることから、該当なしということとしております。

以上で富岡町森林整備計画の制定についての説明を終わります。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません。ちょっとこの計画の平成35年となっているのですけれども、この放射性で立ち入りができなくてということで35年なのですけれども、この削除されたものというのは、35年を待たずして、その状況によって変更がなるということなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） そのとおりでございます。それにつきましては、森林計画の中で変更できるということが明記されておりますので、その時点で変更する予定と考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、なければ富岡町森林整備計画の制定についての件を終わります。

次に、地域主権改革の概要についての件の説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） おはようございます。（11）から（16）までにつきましては、先ほど町長の挨拶にもありましたが、地域主権改革による一括でございますので、私のほうから概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、平成23年に地方分権改革推進計画に基づき、地方主権関連3法案、地方自治法の一部を改正する法律、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、国と地方の協議の場に関する法律が可決、成立し、5月2日に公布されました。また、同年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法が公布され、42件の関係法律が整備されました。

地域主権改革の趣旨は、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが

できるよう義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大することであり、そのため多くの権限が町に移譲されました。そのようなことから条例の施行期日につきましては、平成24年4月1日までとされておりましたが、このような状況の中、猶予期間があり、施行の日から1年を超えない期間内とされているような状況もございまして、今回25年の4月1日までは施行しなければならないというようなことから今回一括で上程するものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、地域主権改革の概要について、今説明がありました、次に地域主権改革に基づく新規条例の制定についての件を説明求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それでは、11番から13番までになりますが、別紙資料をごらんいただきたいと思います。

富岡町指定地域密着型サービスに関する条例というふうなことで、今総務課長のほうからご説明ありましたとおり、地域主権改革施行に伴いまして、国の介護保険法が改正されたというふうなことがあって、厚生労働省が従来定めていた地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営並びに事業者の指定等について町が条例で定めることとなりました。条例の制定に当たっては……

○議長（宮本皓一君） ちょっと戻します。

富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、富岡町指定地域密着型介護福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例について、この件を一括で健康福祉課長より説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それでは、（11）別紙資料をごらんいただきたいと思います。

今回の条例制定につきましては、先ほど総務課長から説明ありましたとおり、地域主権改革の施行に伴いまして、国が定めている介護保険法が改正されたことに伴い、従来厚生労働省が定めていた地域密着型サービスに係る人員、設備、運営並びに事業者の指定等について町が条例で定めることとなりました。この条例制定に当たっては、町内における当該サービスの事業所の有無にかかわらず、対象となる全てのサービスに係る人員等の基準を条例で定めてございます。

今回予定をしております条例につきましては、1ページから96ページになりますが、富岡町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、これらにつきましては、

介護認定を受けている方の介護サービスというふうになりました、9章に係る介護サービスを条文化してございます。

2番目の富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、こちらにつきましては、97ページから137ページになりました、要支援者に係る介護サービスを4章程度で条文化されてございます。

3番目の富岡町指定地域密着型介護福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービスの事業等の申請者の資格を定める条例につきましては、138ページにございまして、第3条から成る条文となってございます。

いずれのサービスにつきましても、その区分に応じて条例の内容となってございます。まず、人員基準、設備基準、運営基準、指定基準というふうなことでなってございますが、当町においてのサービス業務といたしましては、事業所等の関係もございますが、介護認定者に係るグループホームのみが現在この条例の対象となる事業となってございます。

詳しい説明については、本会議等で説明させていただきたいと思いますが、なお施行月日については、いずれの条例についても25年4月1日というふうなことで定めることとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの説明では、167ページまでの概要についてを触れられましたが、これではなかなか内容等について把握できないのだと思いますが、自分でこのページ等の、138ページ等につきましては資料ということで出ておりますが、そういうところを参照にしまして皆さんからあればお伺いをいたします。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません。ちょっと多分条例の内容は上位のところから来ているので、特にあれだと思うのですが、この条例が町におりてくることによって、どういうメリットというか、何が大変になって何が楽になるのかちょっとお聞かせ願いたいのと、あと今本町ではグループホームが対象ということだったのですけれども、ちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、指定地域密着型介護というのがよく理解できていなくて、指定地域型密着介護というのもうちょっと具体的に教えていただければと思うのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 先ほど申しましたとおり、国の条例がそのまま町に応じているというふうなことで、全て町が対応できるサービスではないというところはご理解いただいているかと思います。その中で、先ほど申しましたグループホームについては、認知症対応型というふうな

条文がありまして、そちらの対応というふうなことになります。地域密着型というふうなところでございますが、地域に必要なサービスがまず今回の条例改正にとっては、従来国が持っている大きなものから町が小さいもの、小規模なものは町で今度はやっていける、事業展開していけるということのメリットはあるかと思います。

あと地域密着ですが、こちらについては町が展開できる事業というふうなことで、例えば隣町だと檜葉町は檜葉町で事業を展開するためということで、それぞれの各市町村がサービス提供するための場所というか、そういうところになります。ちょっとわかりづらいですね。町内でできる事業サービスというふうなことで、町が展開できる事業サービスが地域密着型というところです。ですから、檜葉町は檜葉町でそれをやっておりまして、それぞれの今度は事業、檜葉町の人が富岡町に来るというところについては、今度お互いの行政の連絡体制をとらなくてはならないということで、富岡町がサービス提供できる事業所を指定できるというところです。

済みません。ちょっと明快な回答にならなくて申しわけない。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません。やっぱりなかなかよくわからなかつたのですけれども、差し支えがなかつたら、例えば富岡町の対象で、今何かグループホーム、認知症対応型のグループホームという言葉が何か出てきたような気がしたのですけれども、具体的にこういう人たちがこういうところでしたという、富岡の中で何かちょっとわかるところがあれば、ああ、こういうやつなのだなというのが何となくわかるのですけれども、支障がなければ具体的にちょっと説明をしていただけるとありがたいのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 事例を出して申し上げればよかったです、この認知症対応型グループホームでございますが、富岡町にありましたシニアガーデンがその対象となります。そちらについては、富岡町だけではないものですから、その辺が先ほど言った各市町村同士の協議が必要というところで、富岡町の人が入る場合には特に問題ない、そういうことになります。

○議長（宮本皓一君） きょう資料を提出していただいたところで、今度本会議におかれましては、これについて自分なりに熟読できると思いますから、そのようにお願いしたいと思います。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） ですから、これだけのボリュームのもの来たわけですけれども、急に。それで、ただそれ大もとは各省令に基づくものですから、やはりこれは一旦持ち帰って、おののが疑問等があれば本会議の場でその所管関係なく質疑するということで、これはもうちょっと勉強してからのほうがいいのではないかと思いますので、取り計らいください。

〔「議長、関連でお願いします」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 11番、どうぞ。

○11番（渡辺三男君） 皆さんの言うとおりだとは思うのですが、委員会ではこういう条例改正とかが今回きょうの全協で説明しますので、頭だけにしてくださいといって全然説明受けていなかったのです。本来この場で説明するとなれば、これだけのボリュームが来ているのですから、本来はもっと前に出してきょうの全協にかけるべきだったのかなと思うのですが、これを今度また議会でやるという話になると、きょうの意味がないのです。その辺どう捉えますか。

○議長（宮本皓一君） これは、上位法から来て、町にそのままおりてきたという法律ですし、これから富岡町に対して当てはめたものでございますから、これ自分なりに12番さんが言ったように、この本会議に向けて勉強してきて、自分でわからない点は質問してください。そのような方法でよろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての件、富岡町指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定める条例についての件、富岡町指定地域密着型介護福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例についての件を終わります。

次に、新しく地域主権改革に基づく新規条例の富岡町町道の構造の技術的基準を定める条例について、富岡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、富岡町町営住宅等の整備基準を定める条例について一括で都市整備課長より説明を求めます。

〔「じゃ、その前に」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） その前に1つだけご訂正をお願いいたしたいと思います。

165ページ、(16)の別紙資料の下でございますが、私たちの印刷ミスもございまして「富岡町営住宅等の整備基準を定める条例」となっておりますが、正式には「富岡町町営住宅等の整備基準を定める条例」でございますので、ここに「町」を1字ご加入をお願いしたいと思います。申しわけありません。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 別紙(16)のものですね。はい、わかりました。

それでは、都市整備課長より説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 座って説明したいと思います。

まず、別紙資料の14、富岡町町道の構造令の基準を定める条例（案）、139ページをごらんください。

この条例は、道路法30条3項により国から基準を委任されていることでございます。町道について、幅員、線形、視距、勾配、道路、排水施設、交差点または接続、待避場、横断歩道橋、柵等の安全な交通を確保するための施設ということでございます。これについては、基準が現在道路構造令の法の第21条に規定する計画ということで、それを明記させていただいております。あくまでも上位法から道路の構造を決めるということで、これを提示させていただいているものでございます。

次に、富岡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、162ページから164ページでございますが、これも道路法45条第3項の規定により道路標識の寸法を委任されたということでございます。これについても、同法の道路構造令に基づいて計画をそのまま提示しているものでございます。

次に、この標識については、文字の大きさとかそういうものについてはある程度の町の考えを入れて変更ができるというような文面が載っております。

次に、16ページの富岡町町営住宅等の整備基準を定める条例、この条例は公営住宅法第5条第1項及び2項の規定に基づき、町営住宅等の整備に関する基準を明記しているものでございます。これについては、安全、衛生、美観等を考慮し、環境等を十分に配備しながら設置ができるというような明記をそのまま提示されております。それで、戸数の基準とか1戸当たりの床面積等もそのまま建築基準法に基づきながら、そこに制定されているものでございます。

私のほうの説明は、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 上から落ちてきているものだから、これ改正しなくてはならないのでしょうか、こういうものをつくって、実際富岡町でこれになじまないものが今後出てくるのか。出てきたとすれば早急に、今避難地区になっているから別問題だと思うのですが、これになじまないものが出てきたとすれば早急に改善しなくてはならないのかどうか、お教えください。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今議員さんがおっしゃるとおり、道路上で停車する幅とか幅員とかあとは停車帯とかが不都合な部分とか、あとは勾配がちょっとすりつかないとか、そういうものについては個々そこの現況に合わせながら、その中の区域を制定しながら条例を改定するということになるかと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） これで条例を改正するのでしょうか、今度の議会で。条例改正したとすれば、それになじまないものが富岡町であるとすればどのくらいあるかと、あつたら早急に直さなくてはならないのかということです。例えばこの161ページなんか見ると、43条ですか、「交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする」と、これ歩行者用専用道路の幅員とかうたっているのですが2メートル以下の場合はそれを早急に改善しなくてはならないのですかという質問です。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） あくまでも今のところは、道路構造令と同じく2メートルの計画を持つていくのですけれども、ただそこに合わないものについては、それなりの計画の条例改定が必要になってくるかと思います。町に合ったような形態を持っていきたいということがあるので、それは個々の問題が出てきましてから条例を制定を変えていくというような手法ですけれども、あくまでも今のところは道路構造令上の科目の中で制定されていますので、あとは計画を変えるとか、実際に事業を変えて2メートルにできるだけ構造令を工事を進めていくとか、それが基準となりますので、今1.2メートルぐらいしかない歩道とか何かについては2メートルを目指しながら整備をしていくというのが基本となります。それがこの条例の中で進めていくような状況になるかと思います。ただ、どうしてもそこの部分が計画上できないというふうなことがあれば、そこの部分についてはある程度の条例の改正とは言わないでしようけれども、運用か何かの中で制定をしていくしかないと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。としますと、これはあくまでも国から落ちてきたもので、町は変えなくてはならないと。ただ、これに沿った形で全部できるわけではないけれども、町の状況を見て1メートル50しかどうしてもとれない場合は、それは町は町での条例で変えていくと、そういう考え方でいいのですね。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） ちょっと補足させていただきます。

まず、説明にあったとおり、もともとは国の道路構造令というところに位置されていたものでございます。これは、町のほうに落ちてきてもそういう取り扱いになると思うのですが、まずは道路を改良しようと、舗装しようということで、公的な資金を投入する際の一つの判断基準でございます。改良しようとするときに、歩道をつけようとするときに歩道は2メートル以上にしましょうということでございますから、まずその現況にある道路が歩道が1メートル50しかないと、だから条例を改正することではなくて、今議員がおっしゃられたとおり、まとめられたとおり、何かをしようとするときにその基準をこれを一つのよりどころにして改正していくと、道路を変えていくというような指標となるものというふうに考えておけば整理できるのかなというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません。165ページの（16）の町営住宅のところでちょっと聞きたいのですけれども、この町営住宅の第2条の定義のところで、「建設、買取り又は借上げを行い、低所得者に賃借し、または転貸するための住宅」というふうに書いてあるのですけれども、この転貸するための住宅というのがちょっとよくわからないのですが、具体的にどういうものをいうのかちょっと教

えてください。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） これは、民間の住宅を借りて、それを町のほうで管理しながら住民に貸すというようなことが転貸するということだと思うのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 後でちょっと教えてください。

それから、これ町営住宅当たり前なのですけれども、低額所得者に賃貸しと書いてあるのですけれども、これは条例が町で決めるとなると、この低額所得者に限定しているものがある程度変更していくということは可能なのでしょうか。低額所得ではない人に、ではこれも議長、済みません。後でいいです。

○議長（宮本皓一君） 3番さん、後ほどということは、この委員会以外でもよろしいのですか。委員会の開催中にということですか。

○3番（遠藤一善君） 委員会の後でもいいです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、なければ富岡町町道の構造の技術的基準を定める条例についての件、富岡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、富岡町町営住宅等の整備基準を定める条例についての件を終わります。

以上で地域主権改革に基づく新規条例の制定の件を終わります。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を説明を求めます。では、戻します。職員の特殊勤務手当に関する条例について説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、避難指示区域が見直され、警戒区域が解除されることに伴い、国と同様の特例措置を行うため、所要の改正を行うものであります。

（17）別紙資料をごらんいただきたいと思います。避難指示区域が見直せるため、第10条第1項中、「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域」を「帰還困難区域及び居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、業務の内容に町内パトロールを追加するため、第10条第1項第6号を7項とし、第5項の次に第6号として「町内パトロールに関する業務に従事したとき。」を加えるものであります。

次ページをごらんください。手当の額については、第10条第2項「前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2,000円とする。ただし、福島第1原子力発電所敷地内で行う業務においては、1日につき10,000円を支給する。」を全て表のとおりに改正するものであります。福島第一原子力発電所敷地内において行う作業については、原子炉建屋内が1日につき4万円、故障設備等現場確認が1日につき3,300円、上記以外の原子炉建屋内の場所については、1日につき1万3,300円、重要免震棟の内は、1日につき3,300円と規定しております。また、帰還困難区域については、屋外で4時間以上の場合、1日につき6,600円、屋外で4時間未満の場合、1日につき3,960円、屋内については1日につき1,330円と規定しており、居住制限区域においては、屋外で4時間以上の場合、1日につき3,300円、屋外で4時間未満の場合、1日につき1,980円、屋内については1日につき660円と規定しております。国の人事院規則改正と合わせた金額となっております。

説明は以上であります。その前に、先ほど間違えまして、故障設備等現場確認が1日に私今3,300円と話しさせていただきましたが、1日につき2万円ということになっておりますので、申しわけありません。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ちょっとお聞かせください。

福島第一原子力発電所の敷地内においての行う作業って、これどういうことを想定されるか、ちょっとお教えください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 現在想定は、敷地内で例えば外に出てという作業がないかと思いますが、現場確認で中に入るということを今ある程度想定はしております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

今まで何回か生活環境の原子力担当のほうで入っていますよね。その程度だと思うのですが、そうですね。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） そのとおりでございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を終わります。

次に、特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件の説明を求めます。

生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例についての内容のご説明をいたします。

（18）別紙資料をごらんください。今回の改正は、避難指示区域見直し後において、警戒を行うパトロール員を非常勤の特別職とし、報酬を支給するため、所要の改正をするものでございます。

今回避難指示区域の見直しに伴い、富岡町内の防犯、防火を強化するため、パトロール時間を午前7時から午後6時までについてはこのパトロール員で実施し、午後6時から7時までは警備会社等へ委託をしてパトロールを実施し、24時間体制でのパトロールを考えております。このようなことから、別紙資料の区分の公害苦情相談員の次にパトロール員を設け、報酬の額は月額35万8,600円、日額1万6,300円を追加するものでございます。

この内訳としましては、今現在紳事業等で行っている日額8,000円と、それから今職員の特別手当ということで、警戒区域内の4時間以上の6,600円と、それから費用弁償の1,700円を足しまして、日額を1万6,300円とするものでございます。この日額につきましては、土、日、祝祭日について1日当たりの支給を出したものでございます。月額については、月曜日から金曜日までの通常の週4時間体制を考えておりまして、22日を考えておりまして、その1万6,300円に22日を乗じた金額となっております。

また、附則において施行日を公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 济みません。勉強不足で申しわけないですけれども……

○議長（宮本皓一君） マイクを使ってください。

○5番（宇佐神幸一君） 济みません。公害苦情相談員てどの辺まで仕事なのですか、ちょっと教えてください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） これは、見やすいように今までの条例の中に公害苦情相談員までぱっとありましたが、その下に今回パトロール員を加えるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 了解ですか。

○5番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 月額35万8,600円ですか、町内富岡、あの近辺の1日の日給からすると、月にこれだけ取れる、大変高額なのかなと思うのですが、今現在は絆のほうのも入っていますから、それはそれなりにまた放射能地区ということでいいのかなと思うのですが、絆とかそういうの続かなくなつたらどうするのか、それをばっさり切るのか、また町単独の予算でこの金額を維持していくのか、その辺をお教えください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今回のパトロール員の月額につきましては、国の再生加速支援事業の対象になるということで、その補助事業の中でやっていきたいと思っております。これについては、単年度、単年度という形のものですので、毎年切りかえてということでやっていくというような考え方であります。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

補助事業で単年度、単年度ということですが、多分少なくとも4年や5年は続くのかなと思うのです。そういう5年続いた場合は、5年間単年度で補助事業が継続できるという考え方でいいのかな。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今現在その4年、5年という確約という形にはなっておりませんが、今議員がおっしゃるようにそのような形のもので町としても継続するような形で国には要望してまいりたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） よろしくお願ひしておくとともに、35万8,600円ですか、かなり高額なのです、普通に考えると。町内でもこれだけ給料をもらえる人というのは、なかなかいないのかなと思います。そういう観点から、出すことはいいことなのですが、後でそういう補助を切られたから下げるよということはできなくなると思いますので、ぜひその辺を加味して考えていただきたいと思います。

要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） この日額の計算方法で、先ほど上の段にあります6,600円、作業従事のやつ出ていたのですけれども、富岡町内この帰還困難区域と居住制限と避難解除準備というふうにあるのですが、これ一番金額の高い6,600円のところの4時間以上というところで設定した理由をちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 職員の条例の中では、4時間以上、4時間未満という形になるのですが、パトロールにつきましては、当然全ての地区で4時間以上というのは考えておりません。パトロールに入っている時間を4時間という形で、低線量被曝とかそういうものも考えて、一応4時間というような設定をしております。そのことから、そのパトロールに従事する時間をトータルで4時間以上という形と、それから帰還困難区域を含めた3つの区域に入るということで、その辺も含めて一番高いところの部分を計上したということで、職員に対する考え方も同じような考え方で進むと いうふうに認識しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） この月額のパトロール員というのは、平日の勤務ということで週5日ということで聞いているのですけれども、これパトロールだけなのですか。例えばポンプ車とかがたくさんあると思うのですが、そういう管理とかは入っていないのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） パトロール員の職務としましては、パトロールが主なような形になりますが、中に入るのが一応消防車両で入るような形になります。ですから、そういうふうな車両の当然機器点検とかそういうものも含めて、あるいは予防消防的なものもありますし、それから万が一の場合の初期消火、簡単なものも、そういうふうなものもやっていただく。それから、町民が困って町のほうに連絡をよこした場合にある程度対応できるものなどについても、簡単なものであれば対応していただくというような形のもので、新たにパトロール隊に対しての要綱づくりをして、その中でやっていただくというようなことを考えております。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） やはり月額35万8,600円ということで、高額ですので、できる範囲のことはやっていただけるように要望します。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を終わります。

それでは、次に富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件の説明を求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） それでは、別紙資料27、5ページをごらんください。

今回の改正は、避難指示区域に出動する団員に対して、国の特例措置及び職員の特殊勤務手当と同

等の措置を行うため改正するものでございます。

別表第4、費用弁償の額でございますが、これまで避難先での出動及び警戒区域であった富岡町への出動を考慮しておりましたが、避難指示区域が見直され、警戒区域が解除されることになりますので、別表第4は避難先の市区町村内での出動のときの費用弁償として、避難指示区域については新たに別表を設けるため、この別表4については「警戒区域内出動の場合」を削除するものでございます。

次に、別表第5をごらんください。避難指示区域が見直されると、先ほども説明ありましたように、3区域に分かれることになります。これまでの災害出動、警戒出動、機械出動等に職員の特殊勤務手当と同等の金額を加算するものでございます。災害出動の場合、避難指示区域ごとに特殊勤務手当を加算するもので、帰還困難区域の場合、1回につき4時間以上の場合、災害出動2,100円に特殊勤務手当6,600円を加算し8,700円に、4時間未満の場合に災害出動2,100円に特殊勤務手当3,960円を加算し6,060円とするものでございます。また、居住制限区域の場合には、1回につき4時間以上の場合に災害出動2,100円に特殊勤務手当3,300円を加算し5,400円に、4時間未満の場合には災害出動2,100円に特殊勤務手当1,980円を加算し4,080円にするものでございます。また、避難指示解除準備区域については、これまでどおり災害出動は2,100円となります。また、警戒出動、機械出動についても帰還困難区域と同様に、従来の金額に避難指示区域の別に特殊勤務手当を加算した額となっております。訓練出動については、高線量地区では考えられないため、避難指示解除準備区域のみとし、これまで同様の金額となっております。

また、附則において適用日を施行の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 別表第5のところが先ほどのパトロール員というのがあって、そのほかに土日祝日の休日のときには、消防団員のいわき方部のほうにいる人たちがメインになって、やはりパトロールを行うということで聞いているのですけれども、その人たちの出動に関してのときは、この項目でいきますと、先ほどのパトロール員の日額のところもあったのですけれども、土日祝日の消防団員がパトロールに行くときは、この費用弁償のどの部分が適用されるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 先ほどのパトロール員の報酬については、土日祝祭日についてはこれを適用ではなくて1万6,300円、これが土日祝祭日のパトロール員の報酬になります。今回のこの改正につきましては、パトロールではなくて万が一富岡町に出動という形になった場合にはこの金額の費用弁償を支払うということです。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） そうすると、災害出動は僕もわかるのですけれども、警戒出動ということは現実的にどんなことをやることが可能性としてあるのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 気象状況によって、例えば台風、暴風雨とかそういう状況にあった場合に、当然町民の帰宅がこれから自由になるわけですから、そういうふうなものが出てたときに当然警戒とかそういうものが出でくるということでございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） ちょっと聞き方逆になってしまふのですけれども、というのは過ぎてしまつたからなのですけれども、（17）と（27）の場合は施行日ですけれども、解除の日からと、（18）はたまたま公布の日からと、これちょっと何か整合性がとれないような気がするのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 議員のご指摘のとおりですので、ちょっと整合性をとりたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を終わります。

次に、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件の説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それでは、富岡町介護保険条例一部改正についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、介護保険計画第4期計画が平成22年度で終わっておりますが、23年度から第5期計画というふうなことでスタートしてございます。ですが、大震災あるいは東京電力の事故等によって避難を余儀なくされておりまして、計画策定が延期していたという経過がございます。介護保険につきましては、避難生活において認定者数の増加や介護給付費の大幅な増加により、介護保険の安定した財政基盤の確保が困難というふうなことから、介護保険料の見直しが必要となったものでございます。

（23）別紙資料4ページをごらんください。第14条になりますが、保険料率というふうなことで「平

成24年度」を「平成25年度」から第5期計画の末年度の26年度までというふうに改正となります。その下に行きまして、介護保険施行令第38条第1項に掲げるものというふうなことで保険料が変わってございます。第1項第1号被保険者でございますが、こちらについては生活保護または非課税の方というふうなことで1万9,200円から3万6,000円と、第2号につきましては、家族全員が非課税または年金収入が80万円以下というふうな方につきましては2万8,800円から5万4,000円、第3号被保険者ですが、世帯全員が住民税非課税というふうな方につきましては3万8,400円から7万2,000円、第5号でございますが、こちらにつきましてはやはり所得税課税の方で、本人の住民税課税が200万円以下というふうな方につきましては4万8,000円を9万円に、第6号でございますが、こちらにつきましては200万円以上所得のある方につきましては5万7,600円が10万8,000円というふうな改正になるものです。

附則につきましては、施行期日を25年4月1日からということで、附則の2につきましては経過措置として保険料率を25年度、24年度以前については従来の条例というふうなことになります。

介護保険料につきましては、現在は免除あるいは一部負担金の免除というふうなことがございまして、25年度についても1年間免除の措置がなされます。現在保険料については納付はありませんが、国の災害特例交付金等で対応しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の説明でかなりこれ値上げになるわけですが、上から下がってくるものだから町単独でどうのこうののものではないと思いますが、今25年度までは免除になっていますけれども、26年からはこういう数字が出てくると思いますので、これを富岡町に当てはめた場合に、今現在だとこのくらいの金額で、これを当てはめたらこのくらいになるという目安の金額あります。わかれればお教えください。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 標準額という数字がございまして、従来ですと富岡町ですと3,200円、月額3,200円というところが第5期の今回の一部改正ですと6,000円というふうな数字になります。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） その標準額ではなくて、いろいろその人の状況によって、この料率に当てはまらないで下がる部分もあるのかなと思うのです。そうすると、総体的に富岡町に入ってくるお金が改正案だとどのくらいになるか、総額です。わからないですか。

○議長（宮本皓一君） 総額のシミュレーションをしているかどうかということですから。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 一応平成25年度の総給付費というふうなことでは、10億6,849万円ほどの歳出見込みをしてございます。そのうちそれぞれ交付金等もございますが、保険料に係る部分というのは、そのうちの21%を保険料で賄いなさいというところがございまして、それを逆算していくと今言う6,000円という数字になる予定です。

〔「1人当たり平均ね。わかりました」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を終わります。

次に、その他ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、その他の件を終わります。

以上で付議事件1、平成25年3月定例会提出議案の説明についての件を終わります。

次に、付議事件2、その他の件を議題といたします。

執行部より避難指示区域の見直しに関する事業項目及び実施スケジュール案について提案されておりますので、説明を求めます。

それでは、資料を配ってください。

〔資料配付〕

○議長（宮本皓一君） 資料漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君） お手元に配付させていただきました避難指示区域の見直しに関連する事業項目及び実施スケジュール（案）についてご説明申し上げます。私の方から全体的な説明を申し上げまして、質疑等は各担当課長より説明させます。

まず、この表の見方でございますが、左側に担当課が記載してあります、その内容、事業項目、それからこの2という表に従いましてスケジュールを記載しております。

まず、総務課でございますが、復旧拠点施設整備事業、そして役場日直職員の待機場所ということで、これにつきましては現在下郡山集会所を検討してございます。2番目に、職員宿舎整備事業ということで、役場職員の日直職員の宿泊施設ということで、これにつきましては広野町に新しく建設されましたホテルを今現在予定しております。

次に、企画課で町民コミュニティ支援システム、これはタブレット事業のことです。

それから、健康福祉課としましては、ホールボディーカウンターによる内部被曝検査事業、それか

ら一時立ち入りの記録ノート作成するための配布事業、それから子供一時預かり事業、これは現在郡山、それから南相馬、いわき市において計画してございます。

次に、生活環境課でございますが、町内仮設トイレ設置事業としまして27カ所、この中には役場庁舎も含みます。それから、8番目に立ち入りのしおり配布事業でございます。これにつきましては、現在中身の精査等、あるいは印刷所との打ち合わせ等を行っている状況でございます。

それから9番、町内防犯・防火パトロール事業、次に都市整備課としましては10番、道路施設安全管理事業として道路の路側帯等に係る除草作業、11番目に道路標識の設置事業として危険箇所等についての注意を喚起するような標識を設置したいという事業の内容でございます。

それから、生活支援課としましては、立ち入り証の交付事業等を計画してございます。この事業につきましては、現時点、本日の時点でのものでございまして、今後の状況によって多少変化するものが出でてくる可能性もございますし、またこの内容につきましては、国の3次補正、これらを利用しての協議をやっておるところでございまして、その辺についても若干流動的なところがございます。それから、国の所管として行う事業として、一番下のほうに掲げてありますが、オフサイトセンターのほうで行う事業としてバリケードの設置事業、それから開閉ゲートの立哨等についての予定を記載してございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 健康福祉課の4番目のホールボディーカウンターと生活環境課の8番の立ち入りのしおり、この2点ちょっと質問させてください。

このホールボディーカウンター、これはこういう機械は、町でも1台もう買って、いわきあたりに置いて、いつでもはかれるように、例えばどこどこに行ってくれと言われてもかなり遠くに行ってはからなければならないような状態なので、できるだけもう町民が身近にはかれるような体制とってもらいたいのだけれども、これどこに行けばはかれるのか。町単独で買ってあるのかどうか、こういう機械を。そこのところちょっと詳しく聞かせください。

あと8番の立ち入りのしおり、このしおりは今業者に印刷頼んでいるというのだけれども、でき上がる前にこういう内容でどうですかと、ちょっと議会にもチェックさせてもらいたいのです。いろいろ住民の人たちの低線量被曝とか、そういったものも細かく注意を促すような文章が入っているかどうか、いろいろ見たいので、でき上がってからここだめだめということではなくて、ここをこうしてほしいというものをあらかじめチェックしたいので、その2点ちょっと質問させてください。

お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（渡辺清治君） 1点目の4番、ホールボディーカウンターによる内部被曝検査事業というふうなことのご質問でございますが、現在については平田村で実施というふうなことで

お薦めしているところでございますが、今回の区域見直しにつきましては、近くでできるというふうなことから南相馬あるいは南側のいわき、あるいは小さい病院でも持っているというところの情報がございますので、そのようなところでできるだけ近間でできる体制づくりをしたいというところでございます。町で購入しないのかというところでございますが、現在のところ購入予定はしてございませんが、いずれ町内にも設置が必要なのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 8番の。

副町長。

○副町長（田中司郎君） 立ち入りのしおりの配布ということでございますが、今ちょっと私手元に持っているものが3月1日の12時時点のものでございます。これにつきまして、ちょっと厚いので配付したいと思います。配付したいと思いますが、若干時間いただきて、食事を挟んだ後とかでよろしければその間に印刷して配付させていただきたいと思います。3月1日現時点のものですから、若干内容変わるかもしれません、そこをご容赦いただければ配付したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 平田村、南相馬、いわき、ホールボディーカウンターの件なのですが、やはり住民あっち行ったりこっち行ったりかなり遠いので、できればいわきの出張所、ああいったところにホールボディーカウンターの専門職を置いて、富岡に行って戻ってきたらばいわきの支所に行けば簡単にはかかるよと、そういう利便性を考えて、今後こういう機械を購入して、買って、かかつたお金は東京電力に請求するという考え方で、やはりそういうふうな町民の便利をちょっと考えてください。

立ち入りのしおりは、後で見せてください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） このスケジュール表によりますと、7番の仮設トイレ、これが27カ所という話でしたけれども、解除予定日というか区域再編予定日の25日には何か間に合わないで、その先まで継続するというふうに読めるのですが、どういう配備の日程になっていますか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 仮設トイレにつきましては、先般の全員協議会の中でもお話ししましたように、各行政区の集会所に主に設置する予定でございます。合計で27カ所、68基を今のところ予定しております。また、この仮設トイレにつきましては、今現在業者の方に見積もり微収というような形で行っておりまして、設置につきましては25日よりも前に設置をして確認作業をしてまいりたいと思います。事業実施ですっとなっているものについては、今後清掃とかくみ取りとか、

そういうものも含めた事業実施というような形でご理解をいただければというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 3番の町民コミュニティー支援システム（タブレット）事業なのですが、どのような支援システムというか、どのような広報をするのか。今までだとそれほど更新がちょっと遅いような感じするのですが、どんどん、どんどん変わっていくスケジュール見ても、どんどん、どんどん変わっていくスケジュールになっておりますから、その都度更新して案内しないと、何か随分たってから更新しても間に合わないような、追いつかないような状態になりますから、その辺このコミュニティー支援システム（タブレット）事業についてどのような方法をとられるのか説明願いたい。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） タブレット事業につきましては、とりあえず継続事業として見てまいります。24からの継続事業でございます。ただ更新が遅いということでございますが、現在も町のお知らせについては随時更新はしております。今後とも皆さん見やすいような形での更新は考えていきたいと思っています。とりあえず24、25は継続事業という形でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 安藤議員の関連なのですから、ホールボディーカウンターによる内部被曝検査ということで、今までよりは大分南相馬のほうでもできると、各箇所でできるようにするということですので、わりかし手軽にできるようになるのかなと思うのですが、ただ内部被曝検査、ホールボディーだけやれば完全だということではないのです。国は、原発の中の数字を引用して、全て表に出してきている割には、この健康管理は全くでたらめなのです。健康管理に関しても、原発の敷地内、放射能作業従事者と同じような管理をしていただかないと、本来の健康管理はできないと思うのです。例えば3ヶ月に1回のホールボディー、あと半年に1回の電離健診、あと何か今はもう放射能作業従事者は、前は1年に1回の健康診断だったのだけれども、6ヶ月に1回になっているのです、この事象後、最近になって。働く人、原発内で働く人はそういうきちっとした管理をして、全然関係ない迷惑こうむっている各町村民がそういう管理していただけないというのは、大変国に対して不信感持つのです、私は。そういうことを町として要望しているのかどうかお聞かせください。先ほど課長のほうから、将来的にはやっぱり町にもそういうものを設けなくてはならないという話ありましたが、こんなホールボディーだけやっていれば健康管理できるということではありませんから、その辺要望しているかどうか、お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） ちょっと外部被曝については、うちのほうとしてみればなかなかちょっと難しいところはございまして、今回の区域見直しについてもできるだけ外部被曝を避け

るという意味からは、健康を守るというところであればできるだけ避けていただきたいというようなことはしおりの中に載せてございます。内部被曝については、できるだけ食べるとかいろんな状況ができるだけ避けていただくというところが大事かと思うのですが、被曝検査につきましては、先ほどちょっと私言葉足らなかつたかもしませんが、現在調整中というところで国と調整しているというところで捉えていただければと思っています。こちらについては、当然先ほども申しましたとおり、身近にできるというところがまず1つ考えなくてはならないところでありますし、町のほうにも必要な長きにわたるというところからは、当然町でも検査できる体制は今後やっていかなくてはならないというふうなところでは考えているところです。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 課長の答弁で理解はします。ただ、私が言ったホールボディー、電離健診、半年に1回なり1年に1回の健康診断、これをやらないと完全な健康管理にはならないわけですから、だから数字、国は放射能の数値、被曝線量20ミリまでは健康に影響ないよ、そんな数字は全ての数字が原発の放射能作業従事者の数字を引用しているわけですから、そういう数字を引用するのであれば、やっぱり健康管理も同じくしてもらいたいのです。そういうことを町として強く今後要望していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、厚生労働省関係の所管であります、この間の福島復興再生協議会の3人の大臣の前でも私のほうからは、厚生労働省の取り組みが非常に不透明で的確な対応がされていないと、特に20ミリの話ももちろんですが、災害救助法の問題、それから健康管理の問題、これについては顔が見えないと厳しく私のほうで追及いたしました。その結果、厚労省の西川担当の災害対策室長が富岡町の役場事務所に来て、今後これについてはしっかりと取り組むという話がありまして、これに関連しますが医療費の無料化、それから借り上げ住宅とか仮設住宅の今後の取り組み、災害復興住宅の今後の家賃の問題、その他もうもうがもう小刻みになっているではないですか。それを我々は5年帰還できないという宣言をした以上は、もっと中期的な取り組みを示してほしいということで、その後、数日後、医療費の1年延長というものが出来ました。それから、家賃については、災害復興住宅については賠償でその分は補填するという石原大臣からも出ました。高速道路の無料化も1年延長がうちのほうに直接復興大臣から入りました。いろいろな動きあります。健康管理の問題については、20ミリではとにかく我々としては安心できないと、しっかりとした国の中の基準を示すように医学的、科学的、そういうものを発信するようにお願いしますと。これについては、石原大臣、さらには厚生労働省の担当の責任者にも申し上げておるので、これについてはしっかりと取り組むということを約束していただきましたので、もうもうの総括的な取り組みについての要請はしておりますので、ただ今のホールボディー関係については町独自で今後対応していくと。今までその取り組みに

ついてはいろいろ検討しました。ただ、今平田町病院の問題、それから南相馬、いわき市等々ございますが、結局ホールボディーカウンターの機器を導入しても専門員の確保が必要だということについての問題がありましたのですが、今後もっと積極的に取り組む姿勢でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今町長からいろいろ報告いただきましたが、大部分高速道路の無料化の延長とか、いろいろな部分で動きはあるようですが、一番大切なのは健康管理、命あっての物種ですので、ぜひその部分は早急にしていただきたいと、よろしく要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 町長今ホールボディーカウンターを設置した場合の専門性という話がどなたがそういう説明されたかわかりませんけれども、置く場所に対しては確かに検討して設置しなくてはいけませんけれども、運用そのものというものは全くの素人でもできますし、当然資格も要りませんし、そんな難しいものではないので、それを説明した人はちょっと私は理解できないので、その辺もし今後話す機会があったらば、こんなことありませんので、ぜひ指摘しておいてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件は、役場の担当課のほうからのいろいろな問題提起がございました。だから恐らく上位のほうの機関のほうからのそういうシステムの何か趣旨があったのかどうかわかりませんけれども、もしその辺については、そういう専門的なそういう人員が必要でないということであれば、これは積極的に考えなければなりません。これは、確認させていただきます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

5番。

○5番（宇佐神幸一君） 私6番のところなのですが、子供の一時預かりということでお聞きしたいのですけれども、この中で一応町は業者にお頼みするような形になっているみたいなのですが、子供においても小学生、中学生はそれなりの一般の人見れると思うのですが、乳幼児とかそういうちっちゃい子供さん、まだ乳離れしていない子供さん集まる場合、やっぱり保育士さんのかほかに看護師さんとかいうような状態が出てくると思うのですが、それとともにこの業者はどういう業者なのか、わかれれば教えて、どういう業種なのか、もちろんそういう関係の業種だと思うのですが、わかれれば、まだ準備調整中だと思うのですが、これからも特にどうするのかということと、あとまた子供預かるに、渡すに当たって、町民の方に立ち入りのしおりの中に入れていくと思うのですが、やっぱりそういう点も詳しく上げていただければ、子供一時預かりについてもいろいろ対応が違ってくるのではないかとともに、これ子供の一時預かりもそうなのですけれども、この中にやっぱり入れていかなければいけないのも身内の方に高齢者とか動けない方がいらっしゃる、その方を一時預かってまた入らなければいけないという場合もあると思うのですが、その辺はどう考えいらっしゃるでしょう。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 子供一時預かり事業でございますが、現在のところにおいては、北は南相馬市、あと南は楓葉町というふうなところで考えてございます。あと西……いわきですね。いわきのほうで一応考えてございます。西のほうについては富岡町というふうなことで考えております。今回の区域見直しについては、一応15歳未満についてご遠慮くださいというふうなご案内をしているところでございまして、1歳から小学校、中学生は大丈夫だと思うのですが、小学校あたりまでの方の一時預かりというふうなところで考えてございます。

また、高齢者につきましては、当然今健康な方についてはいいと思うのですが、介護の必要な方についてはショートステイなりデイサービスというふうな介護事業の中でのサービスがございますので、そちらのほうを利用していただくというふうなことになるかと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今の話の中で、南相馬、いわきはわかったのですけれども、今富岡という話があったのですけれども、富岡の中。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 富岡の施設といいますのは、とみたさくら保育施設とあと郡山児童クラブを予定してございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） その中の答えの先ほど言った中で、業者の選定のやつはまだ決まっていないのかもしれません、調整中の中でわかる範囲でもし、教えていただきたいのですが。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 現在調整中なのは、市あるいは町の施設です。業者は、町有施設ですから、市の建物。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 結局市の保育施設あるいは町の保育施設というところになりますから、対応するのは市の職員あるいは町の職員、1人や2人では足りないので、何人かの複数の臨時職員等も使うようになるかと思いますが、一応その辺で調整して。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 最後なのですけれども、もう一つだけいいですか。では、この町と業者とこの業者というのは民間ではないということですね。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 今のところは、一応当然市のほうで調整ができなければ民間

というところも考えられるかと思いますが、現在はこういう施設で検討してございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ちょっと俺勘違いしていて、町内に帰るためにちっちゃな子供いる人預けるということなのですね。まずは、前もって予約が必要なのかと、あと一番最初に3区域に区域割して、帰すことを優先に考えた結果がこういうことになったのかなと思うのですが、だんだん、だんだん放射能の怖さがわかってきて、子供は帰さないようにしようとかどうのこうのという考えのもとでこういうことができたのかなと思うのですが、何で執行部のほうで最初から区域割するときこういうことを考えて、もう少し帰宅困難をふやすとか、そういうふうに考えなかつたのですか。その辺が私理解できないのですが、今ごろになってこんなことやってきて、確かに重要なことだと思います。その2点お聞きします。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 1点目のほうの予約が必要かという部分については、当然予約制というふうなことで考えてございます。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 帰宅困難区域以外も15歳未満の方についての区域の中に入ることはできませんということで、通常どおりほかの市町村も同様に実施しているということでございますので、その辺はご理解を願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 理解はできます。もっともだと思いますので、ただ区域割するときに、執行部が案を出すときにこういうことを念頭に入れて区域割したのですかと、私そういう質問です。各課長さん、全部その区域割の会議には入っていると思いますので、そういうこと頭に入れて区域割したのかどうか、都市整備課長だけではなくて皆さんに答えてもらえばありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） このスケジュール案をつくるときに、ほとんどの課長がこの会議に参加しております。12月からこうした会議を続けておりました。当然子供を連れて立ち入りはできないということは、全課長が理解しているところであります。子供を預かっていただける場所、ここを探さなくてはいけないということは当初から考えにありました。区域再編の作業とこれは同時に進んでおりましたから、今議員のおっしゃるようなことは念頭に置きながら進めたつもりでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

当初子供は連れていってだめだとか、そういうことは一切なかったのです。ただ、子供は被曝するといろんな健康問題が出てくると、できるだけ20歳代くらいから下は行かないほうがいいくらいの

ニュアンスでしか言っていたいなかったと思うのです。それがここに来て、国も15歳以下とか何歳以下は入ってはだめだよと言ってきてますよね。だからその辺がちょっと私はおかしいのかなと思うのです。ただ、私も余り知識なかったものですから、最後まで反論できずに区域割に応じた。今になって自分で本当にまずかったのかなと思います。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） この15歳未満については、今ここ区域見直しというところで初めて出た言葉ではなくて、子供については被曝のその影響を受けやすいというところから、従前からそういう指導というか対応をしていただいたというところがございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 先ほどの子供の一時預かり事業に関してなのですが、子供を持つ親が富岡に立ち入りするということで、皆さん働いている方が多いと思うのですけれども、土日の対応もちゃんと万全になっているのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 一応予約制というところではやっていますので、土日の対応というところも考えております。ただ、施設側にとっては土曜日、日曜日あるいはというところはございますので、今その調整をしているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 土日に集中することは間違いないと思いますので、ぜひ土日だから職員が少ないので受け入れできないとかであれば、余りやる意味もなくなってしまいますので、その辺よく調整していただいて、受け入れを多くできるようにお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 当然勤めている方の子供ということであれば土日が集中するということもございまして、その辺の今対応で進めているところです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、避難指示区域の見直しに関する事業項目及び実施スケジュール案について終わります。

議員の皆さんからありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 1点ちょっと総務課にお伺いしたいのですけれども、先日の総務文教常任委員会のときに9日の町の集いの慰霊の話が出たときに、まだ詳細がわからないので説明ができないというお答えをいただいていたのですが、1日の日に総務課の封筒に入った議員宛ての文書が参りまし

た。ちょっと僕らのことをだましたのかというふうなことまで思ってしまうのですが、どういう経緯だったのか、きちっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それは、私たちのほうの連絡ミスということでまことに遅くなつて、総務委員会の時点では私自身もまだ内容的なことはわかつていませんでしたので、そういうお話を差し上げました。ところが、その日の夕方にうちのほうでも作業を行いまして、その日の朝一で通知を出したということで、本来ならば28日、1日に委員会がございましたので、皆様方にお配りすればよろしかったのですが、朝一で通知文を出したということで、その時点ではまだ私のほうにはあの時点では承知していなかつたものですから、はっきりとしたお答えをすることができませんでした。なお、3月1日の産業厚生常任委員会のほうにはその辺をおわびをさせていただきまして、文書をコピーを差し上げたところでございます。内容的には、いろいろ問題がありました。その内容等につきましては、次第でもつて進行の仕方、それから名称の考え方等を変更させていただきまして、そういうふうな対応をとらせていただきたいと思います。なお、委員会の中ではそういう発言をさせていただきましたことに対しておわびを申し上げます。

どうも申しわけありませんでした。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 今発送が委員会の後だったということになっていますが、僕のところに住民としても案内が来ていますが、それははがきに印刷されていました。当然文書も総務課の判この入った封筒に入っていました。1日の日にはポストに入っていました、午前中に。ということは、総務課では内容を把握していないで、封筒だけどこかに、あの文書を見ると「主幹」という言葉でおだがいさまセンターが入っていましたけれども、そちらに全て任せておいて、総務課では内容のチェックをしていなかつたということなのではないかなというふうにちょっと感じたのですが、その辺はいかがなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） そういうことではございません。私のほうもある程度の内容はわかつてはおりましたが、まだ正式に時間的な割り振りとかそういうことがわからんでいたので、そのときにはお答えというか報告ができなかつたということあります。その後、あの日の前の日、うちの職員が本当に夜までかけて間に合わなくなるというようなことから、はがき印刷7,500、それから皆さん方への招待者への名簿の作成、それから発送業務と、本当に残業を夜をかけて行うということを私も確認はしておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

どうも申しわけありませんでした。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 理解してくれと言われても、今の話を聞きますと、委員会の前の日の夜徹夜

をしたというか、遅くまでやったというようなふうに聞こえたのですけれども、委員会の当日遅くまでやったのだったら委員会に出せなかつたのはいいとは思うのですが、文章がちゃんとワープロで出て入つて印刷されているものを事前にチェックをしないで、しかも総務課から出てくるものを主幹で委員会で出せないというその理由が僕にはちょっとなかなか納得できないのですけれども、そのところもう一度お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 委員会の中では、朝のこともありまして、私のほうで確認がまだとれていなかつたということで、本当におわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

○副議長（山本育男君） 議長。

○議長（宮本皓一君） 今の関連なのですが、町長にお聞きします。

これ慰霊祭ということで第1回目はやりましたよね。2回目になつたらその文言が変わつてゐるのです。第2回さくら何とか会というふうになつてゐますよね。それでこれの主催が富岡町でないのです。総務課とか健康福祉課とか町民とかという、生活環境課というような文言になつてゐます。それから、おだがいさまセンターというのが主幹とか何かで入つてゐますよね。おだがいさまセンターというのであれば、当然社会福祉協議会というものが上ですから、社会福祉協議会がそういう言葉になるのだと思うのですが、その辺はどういうふうに考えているのですか。

○副議長（山本育男君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 委員会でもそういうご指摘いただいて、全く私もそれについては目を通さなかつたので、ご指摘のとおりです。ですから、それについてはおだがいさまセンターは社会福祉協議会というふうに直すべきだし、まさに慰霊祭という文言は入つてないということも含めて、これは文言の修正もということで約束させていただきました。したがいまして、ある程度の内容については修正したと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（山本育男君） 議長。

○議長（宮本皓一君） これもう既に町民にははがきで届いていて、ことしは何だこれ慰霊祭でなくて花見と一緒にみたいことやるのかと聞かれたのです。これについては、誤解を招いてゐる町民もいっぱいおりますので、この辺はこれから再度印刷物を送るというのはなかなか難しいのかもしれません、その辺の町民への意思の徹底というのはどういうふうにして図る予定なのか、その辺もお聞かせください。

○副議長（山本育男君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今町長からありましたが、この間の委員会の中でもいろいろありましたが、題名につきましては東日本大震災富岡町追悼式並びに咲くら希望の集いということで、次第でもって次第を変更でやらさせていただきたいということで今進んでいるところでございます。そ

の内容につきましては、1部と2部が分かれています、その中で追悼式典ということでやるわけでございますが、今後の町民までの対応につきましては、今週末ということもあります、できればネットなりタブレット等でできれば名前の名称等を変更できればやらせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（山本育男君） 議長。

○議長（宮本皓一君） できればということですが、ぜひやっていただきたいです。町民の方誤解をしている方がいっぱいおりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（山本育男君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） わかりました。大至急そのようにやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今の関連で1つだけ出してよろしいでしょうか。私もあの文章を見まして、本来慰霊祭というのは鎮魂だと思うのです。鎮魂を主にするものについて、また2部としてもある程度イベント的なものを持ってきていいのかということと、何でのイベントを今回持ってきたのかというのよくわからないのですが、その点教えていただきたいのですが、2部の。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに追悼式、昨年1年ということでやらさせていただきました。その中で、やはり確かにこういうことも鎮魂して慰霊するということも当然大切なことではあります。そればかりではなくて、やはり町としても希望を持って前に進みたい、進もうというようなことからそういう宣言をさせていただいた経過もございます。そんな中で、今回は1部と2部ということで追悼式典と、それからそういう新しい新成人とかそういう方々を迎え、今後の富岡町の希望満ちたこともやろうというようなことから今回こういう構成とさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） わかりましたけれども、私としては鎮魂でいくならその日ではなく、その若い人をつなぐというためには必要かと思うのですが、別の日にやるべきだと私は思いました。だからその点で、これからそういうものに対して考えるべきのものがあれば、できれば議会にもお話しいただきたいし、これからもそういう判断をつけていただきたいというのが一般常識だと思いますので考慮していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

〔「11番」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） この後先ほど言った立ち入りのしおりを配っていただきますよね。それでそ

れの説明もありますから、1時まで休議します。

休 議 (正 午)

再 開 (午後 1時00分)

○議長（宮本皓一君） 再開をいたします。

その他の件について議員の皆さんからあとありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 桜祭りのことについて質問させてください。

この前説明受けたのでは、広野の体育館あたりに集まって、あとバスか何かで富岡町に入って、観桜というか桜を見てくると、そういうふうな計画あるみたいですけれども、やはり線量がかなり高いので、防災服着たりして入ってくださいというような、栢葉なんか等はかなり居住制限区域といえど相当線量が高くて、道路のセンターから路肩のほうにかなり流れて、側溝とかそういったところは線量高いところなので、できれば桜祭りそのものはいわきとか広野とかそういった地域で盛大にやってもらって、個人的に桜見たい人はもう自由立ち入りできるので、防災服着ながら見てくるのは結構かなと思うのだけれども、町が主催してそういったところに町民を誘導していくというのはちょっとやめたほうがいいのかなと思うのですが、その辺の考え方を町長のほうから一言お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この桜祭りについては、前にもお話ししたと思いますが、経済産業省の中小企業庁のほうからの提言で、予算を提供するからひとつ桜を見せて町民を希望と元気づけされたらいかがですかというお話がありまして、そこから企画を内部でしておりました。ただ、やはりその中で健康の問題が一番これは問題になりまして、できるだけ安全を確保するために、タイベックスを着て町民自由に出入りするの、これは当然やってもらわなければなりませんが、仮設住宅とか何かマイカーの持っていない人が高齢者の方等がやはりバスで、シャトルバスか何かで広野の集いの場所にピストン輸送しながら、約10分間くらいの夜の森の桜を車窓から見せたらいかがかなということで、国とかあるいは観光協会とか町のそれなりの機関団体もメンバーも含めて協議して、そういう企画を立案したわけです。したがいまして、それなりの健康については十分に配慮しながら取り組んできたということでございますので、今ご指摘のようにバスの運行については国で全額助成するということでもございますので、ひとつこれについてはしっかりと車窓から見せるという中で、そのほかの健康管理についても車窓だけでは不安であれば、何らかの方法を講じながらそれを実行していきたいというふうに思っておりますが、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町長言っている意味もわかりますけれども、やはりまだまだ線量高い状態でありますし、幾ら今サンペイデンキの前から井出自工の前の辺まで除染を始めているといえど、やは

り桜の木というのはちょっと樹皮がささくれているので、そんなに簡単に除染ができるような木ではないと思うので、できれば私はそれは控えたほうがいいのかなと。やっぱりここは我慢すべきではないかなと。いずれは低くなつて戻れるようになったときの楽しみにとっておいて、よその桜の木で今回は我慢したほうがいいのではないかなと思います。でも町長がそういう意思であれば、私は一応反対は反対なのですけれども、くれぐれもバスからはおろさないということなのかなとは思いますけれども、低線量被曝には十分注意してほしいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件については、委員会でもいろいろ問題指摘されたのは報告受けています。それを尊重しながら、しっかりとこの助成金はそういう中での町民の勇気と希望と元気というものを目的にしておりますが、とにかく健康が第一ということでございますから、これについてはしっかりと町としては責任を持って誘導していきたいというふうに考えております。仮設住宅の高齢者の方は、恐らくこれが情報が流れているかどうかわかりませんが、非常に期待が大きく持っているという情報は入っております。したがいまして、それについてはしっかりと我々はこれについて担保しながら成功裏におさめたいと思いますので、国の100%の助成金でございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 関連で言わせていただきます。

町長の答弁今聞きましたが、委員会の皆さんのお見を尊重するのであれば、当然私は取りやめるのかなと思うのです。というのは、先ほど健康福祉課のほうでもありました、健康管理の問題、そういうことしながら国だって、線量の高い桜の木の下に行って花見していいですよ。間違っているでしょう、これ。みんな角度から言うとてんてばらばらですよね。それで避難解除になったのだから、どうしても見たい人は自分の健康管理度外視して見に行くのでしょうか。それが国の予算、町の予算で放射線量の高いところに、はい、被曝してきなさいとやる人どこにいますか。それを行行政がとめなくてはならないのでしょうか。委員会でもそういうことが強く出たと思うのです。国で3,000万円、上限で3,000万円出しますなんて、何狂ったこと言っているのですか。それを町執行部側が町民の健康管理、健康管理と言いながら、そういうところに行かせる自体が私はまずいのかなと。ちなみに委員会でも報告ましたが、桜の木の下、線量幾らあるのですか。その線量に対して防護できるバスで行くのですか。その辺もう一度答えてください。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 第二中学校付近の桜の木の下についての線量は、全体的に1メートルにつきましては7から8マイクロシーベルト、1時間当たりになっています。ただ、桜の木の下については、土壌の近くで地上10センチ、今町でも1メートル10センチ下がっていますが、10センチにおきましては約15から20の間という形の報告は受けています。バスにつ

いての線量については、やはり一応金属は通しますので、若干の減衰は見込まれますが、ただ全部がそのまま人体にガンマ線が来るというわけではなく、若干の低減はあるということで報告は受けています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） そういうことですよね。生活環境課長に聞きますけれども、原発の中の放射線量に対してのA、B、C、区域ありますね。その区域どんな区域になっています。15から20くらいある線量の場所。きっと全面マスクして、防護服をきっと着て、30分とか1時間くらいしかいれない恐らく区域になっているのかなと思います。どういう区域になっているかお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 申しわけないです。今この場でお答えちょっとできるものがありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私もはっきりわかっているわけではないですが、20マイクロくらいあればもう全面マスクです。そういう地区に町のお金で連れていくというのは、私はちょっと不本意なのかなと思うのです。確かに町民は、桜見れるということで大変喜んでいるのだと思います。といいますのは、前もっていつの委員会だか、塚野さんの質問に対して町長は、町でやるということではないと。いわきとか郡山とか、そういう桜のある場所でミニ桜祭りやりたいという話は聞いていたから、町民からそういう話私も何人かから聞きました。ただそんなことはないだろうと、町長がみんなの前で公式な場で言っているのだからと私は思っていたのです。それが内々に執行部のほうで、全て立派なパンフレットまでできて、もうでき上がってきて、準備はオーケーだというところに来て、初めて委員会に提出されてわかったわけなのですが、余りにも健康管理、健康管理と言いながら、健康は全て度外視しているのが今の執行部のやり方なのかなと私は思います。ただ、桜祭り、ああ、いいでしょう、やってくださいと言ったほうが町民には大歓迎されますから、私も言いたいです。だけれども、そういう問題では私はないと思いますので、私は反対します。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） いろいろご指摘については、わからないわけではありませんが、とにかく多くの町民がこの点については大変期待しているように聞いています。仮設の方々にもちょっとけさどんな考え方かなと確認はしました。高齢者がほとんどだと。マイカー持っている人は自分で行く方いるけれども、そうでない人もたくさんいる。バスで送り迎えしてくるなら、こんなありがたいことないというお話が、大体それで私はほかも同じかなというふうに思っています。ただ、この件については町の独自の考え方ではなくて、国のほうからの提言、進言でありまして、もしこの事業がやめるとなれば、バスの運行があってこそ助成の対象になるというふうにうちの課長のほうから聞きました。そ

うであれば、全ての事業がもう中止せざるを得なくなる。それがいいのか、その辺についてはもしあれだったら国のはうからのそういう安全管理について、しっかりと国のはうから説明してもらうということもやぶさかではないと思います。そういうことがあれば私のほうでお願いして、皆さんに説明してもらう。あしたたまたま経済産業省に行って中小企業庁長官あるいは次長のほうにもその取り組んでくれる張本人に会うことになっていますが、このような議会からのご指摘と反対があると、これについてこの事業については議会の同意がなければ、これはもう中止せざるを得ないと、その話までするつもりであります。そのような状況の中で、もしこれが中止すれば町民の期待をそぐような感じになるので、私非常に申しわけない気持ちはあります、もう少しご検討、ご検証していただければ大変ありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 国から説明求めたからどうなる問題もない。放射線量下がる問題でもないのです。国は、年間被曝線量20ミリと言っていますから、あんなところに1時間行つたって何ということないです。20ミリなんか被曝しないですから。だけれども、20ミリなんて国で言っていたって、誰も責任持ってくれないです。では、あえて聞きますけれども、仮設住宅とか今回バスで連れて行ってもらうのであればと喜んでいる方々に、あそこの線量15から20ありますよと、そういうことは一言も報告していないでしょう。そこが一番肝心だと私は思っているのです。幾ら国の予算、バスで送り迎えしないと予算つかない、この事業には予算つかない、そんな話は私はないと思います。そんな言い方、国では本当に死にに行きなさいと言っていると同じです、言葉で言わせてもらえば。だから国が来て、環境省が来て説明したから線量が下がるのであれば、それはそれにこしたことないですから、そういう線量の知らせも町民にしないで、そこに安易に連れていくのは私はどこまでも反対いたします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 区域見直しで避難指示解除準備区域と居住制限区域については出入りができるという一つの原則の中で、町のほうでは防護服を着て入るように附帯事項を設けました。そういうことを条件に、しかもバスの中で約10分間ですから、滞在時間。それをお見せしたいということであれば、これは安全が優先した中での取り組みかと私は思っていますが。区域の見直し後に入るわけですから。しかも居住制限区域の中は除染するわけです、事前に。道路の除染もするし、ある程度の周辺のあれもするということになっていますので、それでバスを入れるということです。しかも10分間。そういうことを考えると、ひとつご理解していただきたいと思います。ほかの町民は、自由に出入りして、タイベックスを着て、そしてある程度長時間自由に見てもいいわけですから、それを考えるとその辺の不公平感というか、その辺も含めてひとつご理解いただきいて、町民に対してのやっぱりそれは逆にこれを中止してしまったといったら、何かまた失望感を与えるようなことになってしまふので、何とかこの辺は、国に対しての不信感はわかります。私も一貫して国の健康管理体制とか放射線量の

発信のいろいろな問題もあります。しかし、これは今後しっかりと国のはうで科学的に、医学的にもきっちとしたものを出していただくことは後にもしても、今回については10分間という最小限の時間帯を車の中で見せる、これを考えたらご理解いただけるのかなと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 町長の気持ちは理解できるのです。去年も桜見ていないし、おととしも見ていないと。町民に一日も早く桜見せてやりたいと、富岡町の誇りであるそういうものを見せてあげたいという町長の気持ちは、もう十分に私も理解できます。ただ、安全側に立つたらどうなのですかと。安全側に最大限立たないで、そういう気持ちだけで国から来る予算だからいいわと安易な考えでは私は間違っているのかなと、私はそっちの角度から物を言っているのです。桜は当然見せてやりたいです。その辺を私は考えていますので、安全側から立つたら絶対やるべきではないと。あとは確かに車の持っていない人は、行く手だてがないがために町でバス出してくれればなという気持ちもわかります。それは、もう例えば年がいっているから線量なんか関係ないからいいでしょうというような話にはならないのかなと。公費を使うわけですから、その辺を十分検討していただきたかったと。

あと一つは、こういう大きな問題を議員にやらないと言っておきながら、今まで常々いろんな問題起きたら議会にもいろいろ説明して、お互い話し合いをしながらと言っていながら、みんなでき上がってからしか問題浮上してこないのです。これでき上がってしまってからこれだけの問題になっているのかなと思うのです。問題視しているのは若干名なのかもしれないですけれども、私はそういう意味から言って余り乱暴だなと思いますので、きょうも言わせてもらいました。委員会でも言わせてもらいました。当然このままでいくとすれば、また議会でも言わせてもらいたいなとは思っているのですけれども、ぜひ安全側に立ってもらいたいということを強く言わせていただきます。

○議長（宮本皓一君） 要望でよろしいですか。

○11番（渡辺三男君） はい。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 同じような話になると思うのですけれども、課長、あなたはでは我々の委員会でどういう気持ちで話したのか、正直なところ答えてほしいのですけれども、バスの運行が必須条件なんて一言も言いませんでしたよね。今町長の口から私初めて聞いたのですけれども、必須条件なんて一言も言いませんでしたよね。それから、多くの町民が希望していると。どのくらいの数字なのですか。それから、委員会で聞いてあなた答えなかつたけれども、これ別に富岡町だけに対する補助金ではないはずなのです。ほかの町で何か計画していますか。これも調べたのでしょうかから、お答えください。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません。バスの運行がちょっと必

須条件というのは、委員会では説明しませんでしたけれども、一応バス富岡に戻るというその事業ということでの趣旨ということで、ちょっと説明漏れて済みません。申しわけありませんでした。

○議長（宮本皓一君） それから、次の2番目、3番目については。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 正確に統計も何もとったわけではありません。ただ、仮設の方々は期待が非常に大きいということは聞いております。それについては、不確定な数で報告できませんから、ただそのニーズが非常に高いということだけは申し上げておきます。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 3番目の他の町村でやっているかという件につきましては、現在のところその把握はしておりません。やっているという形は確認はとれていません。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 課長、だから28日の委員会で言っているのだから、あえて本会議で言つてもいいのですけれども、そのくらいだって調べるべきでしょう。そういう姿勢はないのですか。だから私は富岡しか聞いていないけれども、本当にこういう低線量被曝のリスクを冒してまでほかの町村でも計画していますかと聞いたならば、あなたは調べなくてはおかしいでしょう。どうなのですか。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） こういう事業でなくして、その他の同等の事業があるかどうかということではちょっと確認していないということで、この種の観光、観光ではなくて帰還するための桜祭りという点では、今のところはやっていないという確認はしております。ただ、そのほかの同等の事業でどういう事業が全部どこまでやっているかということに対しては、ちょっと今確認はとれていません。了解お願いします。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） いや、別にだから桜祭り、観桜でなくてもいいのです、別に。ですから、今回の補助事業、それに類似したものをほかのだから郡内の町村で何か計画しているところがありますかと聞いたのだから、それ何も把握していないのですか。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません。ちょっとこの4町に関しては、ないということでは確認とっています。今の避難区域、警戒区域4町ありますが、その中ではやっていないということでは確認しています。その他のちょっと中通りとかその辺に関しては、ちょっとまだ確認がとれていません。了解お願いします。

〔「議長、4回になっちゃいますけどいいですか」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） いいですよ。

○12番（塚野芳美君） いや、ですから郡内で、特に恐らく今回の対象は、1市4町かと思うのですけれども、そのところでですから何かそういうようなイベントを計画している富岡以外でありますかと聞いているのです。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） ちょっと今確認とれまして、今のところ郡内ありませんということで確認しています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、角度を変えて物を申しますけれども、11番、12番さんの意見とはちょっと違うのですけれども、これは私富岡町の職員の連係プレーってどうなのかなと思ったのは、実は私の耳に入ったのは、約20日前ぐらいに耳に入ったのです。これは、2,000人分の食事を用意するということで、何だそれはと言ったらば、いや、夜の森の桜を見に行くと。広野の公民館に集まって、2日間にわたって午前、午後合わせて4回をやると。1回の食事が500人分だと、それを1日2回で1,000人で2日で2,000人だということで、これは頼まれたということで、頼まれた人がこれ私の今しゃべっている話を裏とつてもいいですけれども、その後にいわきで催し物があったのです。これ250人ぐらい集まった。私も行きました。会場に入れないものですから、私受付のところにいたらば、受付に婦人会長もいました。そのほかの女性が七、八人おりました。これは、話が違うではないかと。何でその人に頼んで、最初から婦人会なら婦人会にそういう段取りをしてくださいという具体的な話を持ってこないで、全然関係のない人から持ってくるのだと。こんなことはおかしいと。それから、もう一つは今11番、12番さんが言ったように、危険なところになぜわざわざ行かなくてはならないのだと。では、三瓶さん、あなた議員なのだから、これはやめさせてほしいと、誰もこんなのに賛成しませんよと。我々婦人会もこれには同調しませんし、賛成しませんから、これ三瓶さん、あなた議員の責任でこれは中止してくださいよと。役場の職員の方は、富岡の今の婦人会長誰だかわかるでしょうから、その人に聞いてみてください。三瓶一郎に七、八人の女性がこれはやめてくださいと、そんな2,000人の段取りなんかもできませんし、こんなあれもできませんから、まとまりもありませんし、婦人会も今みんなばらばらであちこちに散らばっているのでできませんという話。そしてそれを今度商工会の婦人部に話を持っていったという。これ全くつかみどころがないの。役場というところは、どういう組織だかわからないですけれども、もっとぴしっとした、一本化していない。あやふやなあやふやなことで、これで頼まれたほうは、俺は頼まれる順番が違うからというようなことと、それからそんなことはできっこないから、そんな危険なことは我々は協力できないということを言っているのです。誰ですか、一番先にある女性にお願いするからといって、そのお願いされた人は婦人会に話を持っていったという。

○議長（宮本皓一君） 三瓶議員、手短にお願いします。

○13番（三瓶一郎君） だからそれで返事もらいたい。誰が一番初めに言ったのだが。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） その他のちょっと順番とか何かについては、一応我々としては商工会と町のほうで協力するという形で、第1番目は商工会のほうにお話はしております。商工会のほうからまず婦人部のほうにお願いしたということで、あとその婦人会については町のほうからその辺の打診はしてくださいということで、婦人会のほうには打診、会長さんのほうにお願いはしてきたところです。一応段階的にはそんな形で、ただ情報がちょっと大分錯綜した面もありますので、ちょっとその点は申しわけなく思っています。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 違うでしょう。はっきり言って猪狩レイ子さんに頼んだのでしょう。それで猪狩レイ子さんが婦人会長のところに話持っていましたのを。それで婦人会長が今度商工会婦人部に話持っていましたのを。そういうあやふやなことやっているから、こういう反対の動きが大きく広がっているのです。町長が賛成する人もいると言うけれども、反対する人も結構いるのです、これ。どうですか。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 我々も最初のころ、そういう形でならないようにということで、一応商工会から順番ということでは考えていたのですが、一応そんな形でちょっとなっているという結果については、本当大変申しわけなく思っています。申しわけありません。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私言ったことをこれ確認してみてください。私は、七、八人の女性から反対運動をしてくれと、あなた議員なのだからこれ反対してやめさせてくれと、我々絶対協力できませんと、こう言われているのです。あなたがもう一回確認してみてください。そういうことを三瓶一郎に言ったのかどうか確認してみてください。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） その関係については、再度ちょっともう一度確認をとらせて協力をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

生活環境課主幹。

○生活環境課主幹兼課長補佐（渡辺弘道君） 先ほど11番議員さんのほうからご質問あった件について回答が保留になっていましたので、ここで今の時点わかった内容についてお答えしたいと思います。

第一の3区域の放射線防護装備等について質問あった件でございますが、確認したところ……

〔「ちょっと待って。第一じゃなくて、今までの原発内の区域です
から、今までの。今はいきなり上げていますから、第一原発
は。平常時のです、私聞いているのは」と言う人あり〕

○生活環境課主幹兼課長補佐（渡辺弘道君） 申しわけありません。今の状態での3区域ということで確認したところなものですから、追ってもう少しお時間いただきたいと思います。平常時の3区域ということでおろしいでしょうか。確認させていただきます。済みません。

○議長（宮本皓一君） その答えは保留ですね。

それでは、議員の皆さんからなれば、執行部の皆さんから富岡町への立ち入りのしおりということで皆さんのお手元にあると思いますが、かいづまんでちょっとざっくりとご説明をお願いしたいと思います。

副町長。

○副町長（田中司郎君） 丁寧な説明になるかどうかわかりませんが、今議長の方からかいづまんでというお話がありましたので、それでは私のほうから主要な点についてお話しさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたように、現時点で固まったものではありません。今印刷所に行って、印刷所のほうで誤字等があるかどうかとかと、そういうことのチェックをかけている段階でございます。

めくっていただきまして、2ページ、目次になっております。目次の編成としましては、区域の見直しについてという概念的なものから入っておりまして、それぞれ立ち入りについて、ライフラインについて、ごみの取り扱いについて、防犯について、放射線管理について、立ち入り者の健康管理について、その他、公共機関等の連絡一覧表ということで、9項目の項立てで説明する資料になってございます。

4ページを見ていただきまして、区域見直しについてということで、説明会で実施したような内容のことがここでは改めて記載されております。それぞれの区域での定義づけ、それからそれぞれの区域での行動の制限やできることというようなことを改めてここで紹介させてもらっております。

8ページにつきましては、区域に立ち入る際のそれぞれの制限、こういったものを記載させてもらっています。

それから、検問の位置、それから立ち入り、通行証の交付、こうしたものをここでは紹介させていただいております。

それから、9ページに行きますと、立ち入りの方法、それぞれの区域によって若干違いがありますので、それぞれの区域によっての立ち入りの方法をここで示しておりますが、さらには帰還困難区域については立ち入りの申請が必要になりますよということで、それぞれの手順、それから立ち入りの方法、方面、南からあるいは西から、南からというようなことでの紹介をさせてもらっております。

ます。

11ページには、立ち入る際に携行してほしいもの、身分証明書というようなもの、そういうもの、さらには帰還困難区域については立ち入り証が必要になりますよというようなことを記載させていただいております。それから服装、それからスクリーニングの必要性、帰還困難区域に立ち入った方については必須ですよということで、ここに記載させてもらっています。それから、中継基地の場所の案内、それから先ほども出ましたが、下郡山集会所での対応であるとか、新たに設ける上手岡のスクリーニングポイントのご案内をさせていただいております。

それから、同ページの12ページの（9）番になりますが、緊急時の連絡というようなことで案内をさせていただいておりまして、これにつきましては改めて23ページのところで記載させてもらっております。

大きな3番、ライフラインについてということで、14ページからかかっておりまして、電気、ガス、上水道、下水道の使用、浄化槽の使用、仮設トイレの使用から清掃給水場、それから電話等の使用についてご案内させていただいております。

17ページになりますが、一時帰宅、帰還しますと、大変いろんな形で清掃が進みますので、家庭から出るごみ、これも大変な対策ということになると思います。そこでごみの取り扱いについて詳細にご案内しているところでございます。

続いて、19ページ、防犯・防火についての考え方、対応について紹介させていただいております。

連絡先等については、28ページに記載してございます。

それから、20ページには放射線管理についてということで、除染作業の流れ、全体的なスケジュールのイメージなどを表示させていただいております。

また、21ページにはそうした特に不明な点があれば連絡先として、国、それから再生事務所、町のほうの対応の連絡先を掲載させておいていただいております。

それから、22ページには立ち入り者の健康管理についてということでの考え方、先ほども出ましたが、15歳以下の方あるいは妊娠している方の立ち入り等の制限等詳細にここに記載させておいております。

その他ということで24ページ、防災無線等の案内、これについて案内しているものと、それから立ち入りをしてぐあいが悪くなつたというような場合があろうかと思います。そこで緊急時の医療体制ということで、ここで担当医、それから対応する日時等を紹介させていただいております。

26ページには、先ほども出ましたが、一時預かりということで、日時と場所についてのご案内、ただここではいわきについてはまだ現時点で決まっていないということですから、これが第1版だとしますと、第2版決まり次第、そういうことをまた隨時お知らせするというような手順になろうと考えております。

28ページには、それぞれの公共機関の連絡先の一覧表ということで記載しております。

次のページ以降については、参考的な資料ということになりますので、これまでいろんな形で決まっていること、それぞれについて参考になればということで添付したものでございますが、2枚ほどめくっていただいたところに地図が載っかっているかと思います。少し黒っぽい地図ですが、これが現時点での交通規制の状況ということで案内するものでございます。

それから、次のページには東北電力への申し込み等の様式、それから裏面には仮設トイレの設置場所などを地図で案内させてもらっています。

それから、先ほど清掃という話が出ましたが、清掃用の水につきましては、役場の外にあります井戸水からのくみ上げ場所、ここについて給水できるということでご案内させていただいております。

最後のページが空間線量の参考資料ということで添付させていただいております。

以上簡単ですが、概要ということでご説明させていただきました。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、皆さんからあれば。時間が少ないのでから、簡潔明瞭にお願いします。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） タイベックの貸与、下郡とかそういったところはできればこういうふうに黄色のような色使ってもらったほうが、タイベックというか防災服はどこ行ったらもらえるかなというところが多分12ページあたりにあるのだけれども、下郡集会所との対応というところに防災装備の配付と個人線量計の貸与というのあるのだけれども、こういったところは例えば防災服はあそこに行けばもらえると、終わったらあそこに行って返してくると、そういうのちょっとわかりやすく色分けしたほうがいいのかなと、そういうふうに思います。

あと5ページ、6ページ、ここで括弧書きで1ミリシーベルトは3.8マイクロシーベルト掛ける括弧265とかご丁寧に書いてあるのだけれども、これは遮蔽率使った計算方式で、逆に23ページ、これ参考目安というのは、こっちは遮蔽率使っていないのです。だから年間1ミリになるのには、どういった地区に何時間いて何日入ると1ミリになるよと、こっちの23ページのほうの計算方式が正しくて、こっち5ページ、6ページのほうは私整合性がこれとれていないから、5ページ、6ページは遮蔽率4割カット使ったけれども、23ページは使ってないので、できればこの5ページ、6ページの3.8が20ミリだと、年間20ミリだと、それ誤解されるような書き方は、こっちをカットしたほうがいいのではないかなど私は思います。その辺ちょっと検討してください。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 5ページの年間1ミリシーベルト、3.8マイクロシーベルト掛ける263日間滞在ということについては、遮蔽率を掛けてはおりません。そのままの生の数字です。

以上です。全部生の数字を提示しております。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） わかりました。

これからは、富岡町はこういうことで遮蔽率を使わないやつですっと統一してください。お願ひします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 先ほどの安藤議員の質問に対して、12ページの下郡山集会所の対応、これについての色分けするかどうか確認。

生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 当然もう少しわかりやすく色分けできるように対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 2点ほど確認します。

1点は、下郡の集会所でタイベックはいいのですけれども、GMカウンター、これも貸すのかどうかということが1点と、あと1つは校正中だからというのでどっちでもいい。そちらで直せばいいのですけれども、12ページで公共機関連絡先、23ページと書いてあるのだけれども、これ合っていないよね。28ページなはずなの。それは、校正中だということならそれはそれでいいですけれども、この2つの確認。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） まず、1点目の下郡公民館においてカウンターを貸し出しするかということですが、当然それは考えております。

それと、ページの表示、23ページというのが28であること訂正しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 午前中の別件でも出ましたけれども、GMカウンター、土曜とか日曜とか休みの日は結構な人が行くことが予想される。そうした場合にどの程度の台数まで対応可能なのかどうか。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） ある程度土日、そういう休みの日には結構入る方が多いということは認識はしていますが、今のところちょっとまだ台数的なものというか個数的なものの調整は今後していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 30ページの原子力災害現地対策本部本部長ということで、居住制限区域における例外的な事業継続についてですけれども、これはわかるのですけれども、これ期間も書いていないし、多分これはライフラインの工事のために出入りする人のための書類だと思うのですけれども、

工期も書いていないし、不備なところがあるような気しますけれども、これでよろしいのですか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） これは、国の原子力災害生活支援チームと原子力災害現地対策本部から出てきている仕様の様式なので、これについての対応をどういうふうにするかということで今後詰めていきたいと思います。これは、あくまでも町のほうで本部長に出す表書きの文書でございますので、それに付随したものについては、多々どういう工程表を出してもらうかと業者の方と打ち合わせをしながら実施していくようになるかと思います。様式は、これはあくまでも町が原子力現地対策本部のほうの部長へ提出する様式でございます。ですから、業者さんが提出する文書の中にどういうものがあるかというので出すのには、別な様式が多々あるかと思いますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐（竹原信也君） 今課長の答弁した内容について、詳細にお答えしたいと思います。済みません。

今回区域の見直しに伴いまして、5ページ、6ページのところ、避難指示解除準備区域とはというところがございまして、こちらのほうに関しましては、居住者を対象とする事業の再開というのが書いてあります。この居住を前提としない事業の再開についてはということで、こちらのほうの別紙1ということで、多分今議員さんのほうのご質問はこちらのほうになってくるのかなと思って、事業を再開する場合の手順についてこちらのほうに書いてありますが、実際のところ今この手順をどのように申請するのかというのはまだ詳細に決まっておりませんので、こういう形でできますよというのがこちらのほうの別紙のほうに記載している内容だと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 前の議会で私申し上げたように、このことは大事なことだと思うのですけれども、結局ライフラインをするために10人なら10人入る。しかし、その10人が全て富岡の住民ではなくて、あるいはその中には檜葉の住民もいる、広野の住民もいる、そういうものをどう潜らすのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） この様式にありますように、従業員数とかというふうになると、正社員の名前、何名、パートが何名、アルバイトが何名というふうに提示するようになると思うので、そのときは多分うちのほうに提出するときには従業員の氏名、あとはどこから採用になって、電話番号とかそういうものも出していただくようになるかと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 20ページの除染作業ですが、あらまし、この除染の流れということで新年度から同意取得から始まって建物の除染まで入るわけなのですが、恐らく4月から同意取得ということで、もう明らかにされているわけですから、この辺の件は作業の準備としてはもう行っているのかなというふうに感じます。その1点と、それから町内には除染してもどうしようもない、もう建物が雨漏りして、もう地震で倒壊寸前でどうしようもないという建物が相当数あると思うのです。そういう建物は、除染してもしようがないですから、これは残地して、後において国のほうでまだ明確な答えが出ていないのですが、国のほうで取り壊すのか何かということ前も国とのやりとりの中で質問しましたが、明快な回答が出ていないのです。そのまま放置しておくのか。ある程度の時期になりましたら回答しますという何ヵ月か前の質問したときにそういうあれがありました、その後進展しているのかどうか。そのまま放置したままでは、やはり近隣の除染したところの建物に対しても迷惑がかかるし、どうなのか、その辺をちょっと回答願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 先ほどうちのほうも国のほうには何度も要望はしております。ただ国のほうから提示されているものは、津波と地震によって全壊、半壊したものについては国が片づけますという回答だけはいただいております。あともう一つは、除染に対してのモニタリングの進捗状況で、4月から即本格的除染がスタートするかという話になりますと、今現在は現在の計画でいきますと、同意取得とか等がありますので、7月から実施していくというような工程となっております。

今わかる範囲の中では、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 国のほうでは、全壊、半壊等においては取り壊すという回答なのですが、それはいつごろの時期。はっきりした例えば1年以内にするとか、いや例えば7月以降に取り壊すとか何かという、それであれば……

○議長（宮本皓一君） 9番さん、これについてのものですから、そのほかのことについてはちょっと時間がないので遠慮ください。それで、これについては我々議会としても執行部側としても国からきっちりした答えが出ていませんので、定例議会が終わった後に国のほうに陳情したいと議長としては考えております。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、14ページの上水道の使用なのですけれども、富岡はほとんどが下水につながっているかと思うのですけれども、トイレだけではなくて、例えば流しとか洗面所でも水を流すと下水道に入ってしまうので、水を家庭の中で使うというのは相当僕は禁止ぐらいにしないといけないのではないかなど

いうふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていたか、ちょっとお聞かせください。

それから、21ページ、放射線検査の持ち出し物ということで、先日もちょっと話ししましたが、これ1万3,000c p m以上で持ち出しあはだめということで、これ通常の状態ですと相当高いと思うのですけれども、この1万3,000c p mで持ち出しオーケーということで、ここで明確に書くちょっと根拠をお願いします。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 今の上水道の件ですが、議員のおっしゃるように、トイレ、台所、そういうところ全て含めて下水道に接続している場所については全て流れてしまうので、当然利用はできないとともに、ご自分で持つていった水、手洗いとかそういうものもあるかと思うのですが、そういうものも全てやっぱり使わないような形のもので、その辺も文言をちょっと修正をしていきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） それから1万3,000カウントのもの。

生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 持ち出しの1万3,000c p mということですが、これは今回の事故の前から線量の測定の中では1万3,000以上はだめだということで、今一時帰宅のときも持ち出せる範囲というのは1万3,000以下ですよということの勧めからここにこういう形で記載させていただいております。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 国の基準でとりあえずそういうふうになっているという暫定だと思うのですが、そろそろ自由に持ち出しができるとなってくると、そういうことも考えられるので、通常の管理の中の300c p mぐらいに落とさないといけないのかなという気がするのですが、その辺は今後ちょっともう一回検討をお願いします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 立ち入りのしおりなのですが、これ国から落ちてきているものに12ページあたりちょっとつけ足しただけなのかな。その質問と、あと今まで言って町長もやりますと言っているタイプックの配付とか、前回も私言いましたが、町民がもらいやすい場所を設置していくとか、下郡公民館は前も聞きましたが、そういう部分で安全側に立って、一番最初の見出しに避難指示解除準備区域、居住制限区域はいつでも入れることになるわけですから、それにしてもそういうものをきちんとつけてくださいという案内のようなものをべろべろと書き込んで、そこから始まるならいいのですが、今まで言っていること何にも載つかっていないですよね、これには。ただ下郡山集会所での対応

ということで、ここにちょっと載っているだけで、恐らく大半ここに回ってタイベックとかそういうのもらっていく人はいないと思います。だからそういうことを極力気をつけてくださいよと毎たび言っているのですが、全然こういうしおりにもそういうこと出てこないです。先ほども言いましたが健康側、町民の健康側に立っていないと私いつも言っていますけれども、これは何なのですか。町独自でつくったやつなのですか。国から落ちてきたやつにちょっと12ページあたり、多分国は下郡山集会所なんては入れないでしようから、この辺をちょっと入れただけなのですか。その辺をお聞きします。

○議長（宮本皓一君）　都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君）　まず、避難指示解除区域とはということで、5ページを見てください。それの一番最後に、「また、立入りの際には、防護服の着用をお願いいたします」。6ページ、居住制限区域とはということで、この下にも「立入りの際は、防護服の着用をお願いいたします」。帰還困難区域とはとの中には、「防護装備を着用し、スクリーニングを確実に実施する必要があります」というような提示をしております。それと、町独自で一応やっておりますが、あくまでも放射線量の違いとかそういうものについては、あくまでも国の基準がありまして、その部分についてはそういう提示をさせていただいております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　コメント的に、そういうことは最後にちょっと載っていますが、前から言っているように健康管理を考えるのであれば、2ページも3ページも最低書くくらいではないと、町民の健康なんか守れないです。それを無視していくのであれば、それはそれで法律で行っていいですよということですので、それはしようがないと思いますが、これはただのコメントでちょっと入れているくらいで、なかなか町民の目にはとまらないです、これでは。今ですら防護服は着なくてもいいとかどうのこうのになって、全くそういうことはしていないのですから、今、だから前から言っているように、そういうことをきっちり冒頭に私はページをいっぱい割いて入れてほしかったなと思いますどうでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　副町長。

○副町長（田中司郎君）　例えばなのですが、5ページ、6ページのところに、避難指示準備区域とはということで、グリーンで抜いてあります。例えばその後ろに大きな字で防護服の着用というようなことを次々と居住制限区域もそうですが、帰還困難区域というふうなことでここに大きく明示していくと。下に文章では書いてありますが、表に大きく出すということなんかはどうでしょうか。一つの提案なのですが。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　それでも私はいいと思います。避難指示解除準備区域と目立つようにぼんと

入れていますが、防護服の着用、これはもう町としては必ずお願いしますと、そういうニュアンスのものをまだ町民の目に必ずとまるような形で入れていかなかったら、町民なんか見ないし、着ていかないです。その辺に配慮を願いたいと毎回言っているのですが、全然そういうところに何の配慮も出てこないです。指摘されて初めてそういう案が出てくるのであって、そういうことはもう行政のプロとして私は最初に出てこなくてはならないのかなと思いますので、ぜひまだ製作途中であるとすればそういうことをいっぱい中身ありますので、そういうところに随所、随所入れていただくようお願いします。

要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） 17ページのごみの取り扱いについてなのだけれども、この分別する際の袋というのは、どんな袋というか、広域で使っていたのなのかな、それとも透明の使うのか、その辺のことちょっと確認したい。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 18ページにも記入してあるとおり、半透明のビニール袋、外から見えるような袋で入れていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） それでは、執行部からその他はございませんか。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 先ほど11番議員さんで保留になっている管理区域の件でございますが、管理区域の区分の中には外部放射線による線量によって3つの区域に分かれ、なおかつ空気中の放射性物質の濃度とか表面汚染の密度によってまた4つに分かれているような状況になっております。その中で、A地域という区域につきましては、汚染のおそれがないということで、一般の作業服でいいというような箇所になっております。それから、B地区については、B地区の一般用のヘルメットから作業服、手袋、靴下、そういうものの装備をしていく。それから、C地区については、C地区のそういうふうなヘルメットから帽子、服のそういうふうな装備をしていきまして、なおかつ作業場所の床や機器の汚染度が高い場合にそれぞれの不織布のカバーオールとか、汚染した水を扱う場所ではアノラックの装備とか、そういうもので入るような形になっております。また、C、D地区についての作業場所の同じように床や機器の汚染あるいは空気中の汚染が高い場合には、そのC装備の上にフードマスクや全面マスクを着用して入るような形の区域になっているということでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） では、汚染度の強い地区というのは、誰かが機械を見て、その都度違った数

字で判断するのか、ぴしっと数字決まっているのでしょうか。では、言いますが、空間線量15から20マイクロくらいある場所は何の地区になるのですか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） まず、線量でございますが、線量については0.05ミリシーベルト、時間当たりの未満の場合には1A区域、それから1ミリシーベルト未満は2A区域、それから1ミリシーベルト以上が3A区域という3つのA区域に分かれます。なおかつ空気中の汚染放射性物質の濃度、これはA区域については汚染のおそれがないという区域でございます。それから、B地域については、1掛ける10のマイナス4乗未満ベクレルパー立方センチメートル、それからC地区については1掛ける10のマイナス3乗未満がC地区、それからD地区については1から10のマイナス3乗以上の地域がD地区というような形の表示区分というような形になっております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ちょっと専門用語になったから、私計算できないからさっぱりわからないですけれども、では15から20マイクロシーベルトというと、時間当たりどれだけの被曝線量になるですか。その夜の森の桜のトンネルの下になると、どの地区になるのですか。AかBかCか。全面マスクして行く地区なのか、それとも無防備で行っても大丈夫な地区なのか、多分専門用語で呼んでいるだからわからないと思うのです。後でもう一回ちょっと調べてお教えください。15から20マイクロシーベルトの地区にいてどういう地区になるかということで。

○議長（宮本皓一君） 執行部の皆さんからそのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、これでその他を終了いたします。

それでは、ここで執行部の皆さん、報道関係者の皆さん、傍聴者の皆さんには一旦退席をいただきますので、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

休 議 (午後 2時12分)

再 開 (午後 2時14分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

引き続き付議事件2、その他の中で議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

事務局長より説明させますので。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） お疲れさまでございます。全員協議会、もう少し時間いただきたいと思います。

皆さんのお手元の資料、資料ナンバー1というのをお届けしてあるかと思います。その3ページ目に資料議ナンバーツーというございます。実は、これにつきましては協議いただきたい事項でございまして、議員の報酬の件でございます。現在時限立法で25年の3月31日まで減額20%を実施していただいておりますが、4月以降引き続き実施するという決定を見ますと、このような形で3月定例議会のほうに議員発議として提出しなければなりません。今回どのような形に進めるか、この場をおかりしまして協議いただきたいという提案でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、過日指示いただきまして、郡内8か町村の実施状況を調べておけという指示ありました。申し上げますと、広野町につきましては4年間任期期間中、27年の11月30日まで任期中は20%減額ということで進めております。檜葉町でございますが、現在20%で進めておりまして、8月が改選時期でございますので、3月31日まで終わった段階であと8月までどうするかということをちょっとまだ検討中だという話でございました。大熊町でございますが、実施してございます。やはり26年の3月31日まで20%減額という状況でございます。双葉町は実施してございません。川内村ですが、10%の継続で実施中でございます。浪江町でございますが、4月末まで、4月末が任期満了となっておりますので、それまで25%で減額進めるという考え方でございます。葛尾村でございますが、15%で継続中という回答でございました。

以上でございます。よろしく協議のほうをお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 今の話はよくわかるのですけれども、例えば富岡町の隣接の町村で、まあいいだろうと。しかし、4年後、これから4年間20%減額でもいいけれども、4年たつたらばそれを一括して東電に請求しますよという町村もあるのです。これについてはどう思います。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角 政實君） 事務局長同士の会話でのちょっと話の内容なのですが、財政が苦しくて結局減額されている状況ではないと。議員の皆さんがあつぱりその状況を鑑みてやはり減額されている報酬なですから、それは現職中には東電さんのほうには請求はできないだろうと。現役終われば、またその話は議会から離れるわけですから、こういう状況だったのだということで東電さんとの交渉は議会としては何も申し上げられないというような状況で、そんな話はしていますが、具体的にはちょっと事務局では判断できないところでございます。

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） 私聞いた話では、議会事務局長がそれを今までの減額した分、震災以降のこれについては議会事務局長の責任でそれを一括請求するという話を私は聞いているのです。

○議長（宮本皓一君） いや、それは13番さん、ないと思いますよ。

○13番（三瓶一郎君） いやいや、違う。私は、聞いた話を言っただけなので、その後どうなってい

るのだということなのです。

○議長（宮本皓一君） 私のほうからちょっと話させていただきますと、総務文教常任委員会のほうでは20%やむなしだろうという意見でまとまったのですが、産業厚生常任委員会のほうでは、今の20%というものを何でかんでやるというような話には至らなかつたのです。そういうことで、2つの常任委員会が半分ずつでやるほうとやらないほうになっていますから、この辺はきょうご協議をいただきたいということなのです。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私も委員会の中で皆さんに一言ずつ話ししてもらって、私の言ったのは、確かに財政的に苦しいからどうのこうのではなくて、局長が言ったとおりだと思うのです。人道的に我々やっていたつもりなのだけれども、結局今の執行部のこの予算の状況を見ると、余り無謀過ぎると湯水のようにお金遣いが荒くて、中身が充実していないと。そんな中で我々の給料20%削減したって、何にも見えてこないと。やる必要ないと言ったのが私の意見なのですが、本当にもう少し親身になって考えてもらって、財政的にどうだこうだでなくとも、我々の20%削減したやつを何かの形で町民にわかるような形でそういう財政に貢献できるのであれば実になると思うのです。何の実にもなっていないからやる必要ないというのが私の意見でした。今もそうです、考えは。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 震災以降、去年とおととしと2年間ですか、私は過去1年弱しかわかりませんけれども、先輩議員なんかの話ですと、かなりハードになってきたと。私もここ1年間例えば仮設住宅行ったり、あと仙台行ったり、いろんなところ行ったりしながら、結構町会議員の仕事もハードだなど。だから私は、別にやるべきことをみんな一生懸命やっているので、ここは1年間2割返上したので、やはり自分の仕事に自信を持つという意味からも2割返上はこの辺でもうやめて、正当な当たり前の報酬をもらってもいいというふうに自信持ってそういう方向でやっていきたいと思うので、2割削減は反対してもとに戻すほうに賛成したいと思いますので、皆さんも意見言ってください。

お願いします。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私安藤議員の意見に全く賛成なのです。それから、12番、塙野議員のではなくて11番の渡辺議員の意見にも全く同感なのです。本当に生きた金の使い方をしているのであれば、私も何も文句言いません。さっきの花見の話ではないですけれども、無駄金が多過ぎる。だから私はこれは現状維持でこれは減額しない。

〔何事か言う人あり〕

○13番（三瓶一郎君） 違う違う。減額しないことに賛成します。

○議長（宮本皓一君） それでは、ここでお諮りをしたいと思います。

個々の皆さんからご意見を賜るのは十分わかるのですが、前の委員会でそのような話は聞いており

ますので、20%を減額するほうに賛成だという方の挙手をお願いしたいと思います。20%減額。

〔挙手少數〕

○議長（宮本皓一君）　　はい、わかりました。

それでは、今挙手されなかつた方については、20%はやる必要がないということでおよろしいですか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　　では、そのように決します。

　　はい。

○事務局長（角　政實君）　　済みません。そうなりますと、結局時限立法でございますので、3月31日が過ぎますとそのままもとの報酬に戻られるという考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　　そのほか事務局からありますか。

　　局長。

○事務局長（角　政實君）　　資料ナンバーワンのほうをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、議員派遣報告の件でございますが、避難指示区域の見直しに伴う住民説明会が1月24日から2月の20日まで9カ所、11回開催され、別紙報告のとおり議員派遣されてございます。これらについて、3月定例会に提出いたしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

　　以上でございます。

○議長（宮本皓一君）　　議員の皆さんからありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　　ないということですので、付議事件2、その他の件を終わります。

　　以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

　　閉　会　　（午後　2時25分）